

【令和8年度】耐震（診断・改修）補助 変更事項

（共通）

①申請受理方法の見直し

受付開始日より7日間を仮受付期間とし、期間内に予算の範囲を超える申請があった場合、仮受付した申請の中から受理するものを抽選により決定します。

※抽選日時等は仮受付時にご案内します。

※抽選結果はHPにて公表します。

※落選した場合、その年度内は仮受付の状態とします。

取下等により追加受付を行う場合、仮受付順に受付いたします。

（診断）

②審査業務の見直し

診断完了時の第三者機関（建築士会）による審査を廃止します。

完了報告時に所定のチェックリストを提出してください。

※診断結果に応じて下記のとおり取り扱います。

評点1.0未満の場合→補強計画時に建築士事務所協会による審査（手数料55,000円）

評点1.0以上の場合→建築士事務所協会による確認（市から依頼 ※手数料なし）

※（一財）日本建築防災協会の「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012年改訂版）」が2025年版に改訂されますが、当面の間はどちらを運用してもかまいません。

（改修）

③補助金上限額の見直し

上限額120万円（次の条件に該当する場合は上限額150万円）

（1）延べ床面積（平成12年5月31日以前に着工された部分に限る）が180㎡以上

（2）耐震診断（精密診断に限る）の結果、各階の上部構造評点が0.4未満

④中間検査の必須化

柱および筋交いの金物等が目視確認可能な時点で、必ず市職員による中間検査を受ける必要があります。

中間検査希望日の3日前までに中間検査申請書（様式第9号）を提出してください。

⑤リ・バース60利子補給制度の導入

市の補助金を受けて耐震改修工事を実施する場合に、リ・バース60（住宅金融支援機構と提携している金融機関が提供する高齢者を対象とした住宅ローン）を無利子または低利子で利用できます。

本制度を利用する場合の補助金額は、国費負担額（上限57.5万円）を除いた額となります。

リ・バース60の詳細については住宅金融支援機構HPにてご確認ください。

<利子補給制度を利用する場合>

・ 取り扱い金融機関（大分県信用組合、日本モーゲージサービス）へ相談



・ 市へ利用対象証明書の発行申請（補助金交付申請と同時）



・ 申請者および金融機関へ利用対象証明書を発行



住宅金融支援機構HP

⑥その他

様式に変更があります。必ずHPより最新の様式をダウンロードして使用してください。